

高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（案）

高根沢町教育委員会

（趣旨）

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）の別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」（以下「認定制度」という。）及び高根沢町学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針（令和7年高根沢町教育委員会）に基づき、高根沢町教育委員会として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第2条 高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- （1） 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
 - （2） 適切な活動時間や休養日が設定されていること
 - （3） 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
 - （4） 適切な指導の実施体制が確保されていること
 - （5） 適切な安全確保の体制が確保されていること
 - （6） 適切な運営体制が確保されていること
 - （7） 学校等との連携が適切に行われていること
- 2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、高根沢町教育委員会が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項（以下「確認事項」という。）」に基づき判断する。
- 3 確認事項④に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って別途定める。

（認定申請）

第3条 高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、及び誓約書兼申請書に記載のある添付書類を高根沢町教育委員会に提出することにより行うものとする。

- 2 高根沢町教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第4条 高根沢町教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

- 2 高根沢町教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。
- 3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第5条 高根沢町教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 高根沢町教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

（変更の届出）

第7条 高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第6号）により高根沢町教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第8条 高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第7号）により高根沢町教育委員会に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第9条 高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第8号）により高根沢町教育委員会に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 高根沢町教育委員会は、高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- （1） 不正な手段等により認定を受けたとき
- （2） 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- （3） 高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

2 高根沢町教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第9号）により、高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

（指導助言等）

第11条 高根沢町教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、高根沢町教育委員会認定地域クラブ活動の認定に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。